

平成 24 年版 不動産コンサル過去問題集

【法改正・正誤のお知らせ】

平成 24 年 7 月 3 日

(株)住宅新報社

書籍編集部

TEL. 03-6403-7806

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

ページ・位置	内 容
P222 第 32 問 肢 1 上 3 行目の次に追加	買換特例の適用パターンの主なものには「規制市街地等内から外への買換え」と「長期保有資産からの買換え」とがある。平成 24 年度税制改正により「長期保有資産からの買換え」の適用期限が 3 年延長され平成 26 年 12 月 31 日までの譲渡とされた一方、買換資産の土地等の範囲が特定施設の敷地の用に供されるものでその面積が 300 m ² 以上のものに改定された。この特定施設とは事務所・工場・営業所・店舗・倉庫・住宅・その他（福利厚生施設を除く）となる。
P262 記述式試験 上 13 行目の次に追加	平成 23 年度修正後税制改正（平成 23 年 12 月 3 日施行）により平成 24 年 4 月 1 日以後の取得の減価償却資産が 250%定率法から 200%定率法とされた。設問の耐用年数 27 年の定率法償却率「0.093」は「0.074」に、定率法定償却率「0.100」は「0.007」に、保証率「0.01902」は「0.02624」になる。
P291 第 28 問 肢 3 末尾に追加	平成 24 年度税制改正によりその適用期限が 3 年延長され平成 26 年 12 月 31 日までの贈与とされた。
P292 第 30 問 肢 1 末尾に追加	平成 24 年度税制改正によりその適用期限が 2 年延長され平成 26 年 3 月 31 日までの新築とされた。
P293 第 30 問 肢 4 末尾に追加	平成 24 年度税制改正によりその適用期限が 2 年延長され平成 26 年 3 月 31 日までの新築とされた。
P336 記述式試験 設問 2 問 1 末尾に追加	平成 24 年度税制改正によりその適用期限が 3 年延長され平成 26 年 12 月 31 日までの譲渡とされた一方、買換資産の土地等の範囲が特定施設の敷地の用に供されるものでその面積が 300 m ² 以上のものに限定された。この特定施設とは事務所・工場・営業所・店舗・倉庫・住宅・その他（福利厚生施設を除く）となる。
P364 第 29 問 肢 3 末尾に追加	平成 24 年度税制改正によりその適用期限が 3 年延長され平成 26 年 12 月 31 日までの贈与とされた。
P368 第 34 問 肢 1 末尾に追加	平成 23 年度修正後税制改正（平成 23 年 12 月 3 日施行）により平成 20 年 4 月 1 日以後の終了事業年度に生じた欠損金額の繰越期間が「9 年間」とされ、平成 24 年 4 月 1 日以後の開始事業年度の控除限度額が資本金 1 億円超の法人に限り「所得の 80%相当額」とされた。
P396 記述式試験 設問 3 末尾に追加	平成 24 年度税制改正によりその適用期限が 3 年延長され平成 26 年 12 月 31 日までの譲渡とされた一方、買換資産の土地等の範囲が特定施設の敷地の用に供されるものでその面積が 300 m ² 以上のものに限定された。この特定施設とは事務所・工場・営業所・店舗・倉庫・住宅・その他（福利厚生施設を除く）となる。